

各 位

人吉商工会議所  
会 頭 岩 下 博 明

## 人吉商工会議所会員加入について (お願い)

謹啓 皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、ご承知のとおり商工会議所は、古い歴史を背景として発展してきましたが、いまの制度は昭和28年8月に制定された“商工会議所法”という法律によって運営されている特別認可法人です。

このように商工会議所は、法律で定められた公共性をもった唯一の経済団体であります。その主な活動は地区内における商工業の総合的な改善発達を図るとともに、社会一般の増進に資し、我が国商工業の発展に寄与することを目的としております。

現在、全国526の商工会議所は、以上のような主旨のもとに企業規模を超え、業種を超え160万余の会員は日本商工会議所に繋がっております。

御社におかれましても、是非この機会に当商工会議所にご加入頂き、地域産業振興等のためにご尽力賜ります様、伏してお願い申し上げます。

敬 具

# 会員ご加入のおすすめ

— 人吉商工会議所 —

## ◇商工会議所とは

商工会議所法（明治23年制定）にもとづいて、地域内の総ての商工業者のためにもうけられ、地域産業の振興をはかる目的で設置されている団体です。

### 1. 組織と運営

会員（商工業者）が自らのためにつくり、会費をもって自主的に運営する組織です。

会員は業種により各々の部会に所属します。

### 2. 目的及び事業

業種、業態、規模の大小を問わず地区内のすべての商工業者の利益をはかるとともに、社会福祉の増進に資することを目的としており、その目的達成のため各種の事業を行っています。

### 3. 性格（4つの特性）

（1）民主性……会員の自主的運営による。

（2）公益性……商工会議所法にもとづく特殊法人で、その地域内の全業界を代表する唯一の総合経済団体である。

（3）不偏性……特定の個人・法人・団体の利益を目的としての事業は行わない。特定の政党のために利用しない。営利目的の事業は行わない。

（4）国際性……世界各国の商工会議所と手をつなぎ、国際事業に参画する。

## ◇商工会議所の事業

### 1. 意見のとりまとめと具申、建議、諮問、答申

部会、委員会などを通じ、商工振興、並びに地域開発に関する意見のとりまとめをし、国会や各種行政機関に具申、建議をするとともに行政庁等の諮問に応じて答申する。

2. 調査研究、情報収集又は刊行  
流動する経済情勢を把握するため各種の調査研究情報の収集を行い、これを公表するとともに商工振興に資する。
3. 講習会、研究会、説明会、産業視察の実施  
商工振興のための経済、労働、金融、税務、その他の講習会等を開催、又は先進地の産業視察を行う。
4. 技術・技能の普及、検定  
商工業に関する技術・技能の普及、各種検定（販売士、簿記、珠算、福祉住環境コーディネーター）を行い、人材の育成を図る。
5. 商取引の仲介、あっせん及び紛争の解決  
全国の商工会議所と提携し、商取引の紹介あっせん、及び海外取引照会などを行う。
6. 信用調査、市場調査、  
会員の利益を守り、その繁栄に必要な各種の信用調査、市場調査を行う。
7. 経営相談、指導  
中小企業相談所を設置し、国、県の補助による経営指導員を配置、専門に金融、税務、経理、労働、その他経営全般について指導、相談を行う。
8. 各種経済団体のお世話  
人吉ライオンズクラブ、人吉中央ロータリークラブ、人吉青色申告会、人吉市西九日町商店街振興組合、人吉東九日町商店街振興組合、プロジェクト62人吉 人吉飲食業連合会
9. 特定商工業者法定台帳の作成と管理  
経済産業省の委託をうけ特定商工業者の法定台帳の登録事務を行い、その作成、管理を行う。
10. その他、商工業に関する諸問題について、区別なく相談、指導を行い必要に応じ適切な措置を講ずる。

特定退職金共済制度、大型保険制度、火災共済、自動車共済、年金共済制度等を運用し、会員福祉の向上につとめる。

## ◇会員になるには

○人吉市内で6ヶ月以上営業されている商工業者で、加入手続により加入申し込みをし、常議員会の承諾を得て、所定の会費を納入すれば、会員になれます。

## ◇会員になると

○業種別に各部会に所属し、意見をのべ会議所の事業運営に参加できます。

○講習会、講演会、説明会の案内を受け、それに参加し、勉強できます。

○商工会議所報、会議所だより等をお届けし、各種情報を提供します。

○会議所が運営している各種共済保険制度（会員共済、大型共済、退職金共済、火災共済、自動車共済）に加入できます。

○3年ごとに行われる会議所議員を選び又、選ばれる権利があります。

○相談所の利用、無担保、無保証融資の他、金融、税務、経営、労働等、経営相談の利用。

○そして何より大きいことは会員に加入されることで、生まれる社会的信用が、あなたの企業の繁栄につながります。

**\*\* この機会にご加入をおすすめします。 \*\***

## 人吉商工会議所会員加入手続規約

### ( 目 的 )

第1条 この規約は、人吉商工会議所定款第11条第1項及び第22条第2項の規定に基づき、人吉商工会議所（以下「商工会議所」という。）の会員及び特別会員の加入手続その他これに関連する事項を定めるものとする。

### ( 加入手続 )

第2条 商工会議所の会員又は特別会員となることを希望する者は、所定の様式による加入申込書（別記様式第1）に所要の事項を記載して、商工会議所に提出しなければならない。

### ( 加入の諾否の通知等 )

第3条 商工会議所は、前条の加入申込書を受理したときは、常議員会において当該加入の諾否を決定し、その結果、その他必要な事項を当該加入の申込みをした者に通知するものとする。

### ( 会費の納入 )

第4条 前条の規定により加入の承諾を得た者は、遅滞なく人吉商工会議所会費及び負担金規約に規定する会費を納入しなければならない。

### 附 則

1. 昭和60年 4月 1日施行
2. 平成 4年 4月 1日改正

# 人吉商工会議所会費及び負担金規約

(目 的)

第1条 この規約は人吉商工会議所定款第17条第2項、第22条第2項及び第29条第1項の規定に基づき、会員の会費、特別会員の会費及び特定商工業者の負担金に関する事項を定めるものとする。

(会費1口の金額)

第2条 会員の会費1口の金額は、年額6,000円とする。

但し、新たに加える者のその年度の会費は次のとおりとする。

(1) 4月1日から9月末日までに加入する者の会費は、年額の全額。

(2) 10月1日から3月末日までに加入する者の会費は、年額の2分の1。

(会費負担口数)

第3条 会員の負担する会費口数は次の通りとする。但し、二つ以上に該当する場合は会費口数の多い方とする。

(1) 役員である会員

イ. 会 頭 130口以上

ロ. 副会頭 51口以上

ハ. 常議員 23口以上

ニ. 監 事 26口以上

(2) 議員である会員

イ. 1号議員 14口以上

ロ. 2号議員 18口以上

ハ. 3号議員 28口以上

(3) 一般の会員

イ. 法人会員 2口以上

ロ. 団体会員 2口以上

ハ. 個人会員 1口以上

2 この規約において「法人会員とは」定款第10条第1項の規定による商工業者である法人の会員をいう。

- 3 この規約において「団体会員とは」定款第10条第1項の協同組合、公社、その他商工業者で組織する経済団体の会員をいう。
- 4 この規約において「個人会員とは」定款第10条第1項の規定による商工業者である個人の会員をいう。
- 5 改選年時における役員並びに議員の負担する口数は、別途定める役員並びに議員の改選年時における会費負担口数に関する内規によるものとする。

(会費の納期)

第4条 会員の会費の納期は、毎年4月より7月までとする。

但し、新たに加入する者のその年度の会費については、加入の日とする。

- 2 既会員の会費持ち口数の変更は所定の様式による会費持ち口数変更申込書（別記様式第2）を商工会議所に提出し、その会費を納めた時に終了する。

(会費の納入方法)

第5条 会員の会費は、その年額を一括納入するものとする。

但し、特別の理由があつて一括納入することができないときは、本商工会議所の承認を得て、分納することができる。

- 2 預金口座振替は、4月及び7月・11月・1月のうち予め届出た月とする。

(特別会員の会費)

第6条 特別会員の会費については、第2条、第3条1-(3)、第4条及び第5条を準用する。

(負担金の金額)

第7条 特定商工業者に賦課する負担金は年額2,000円とする。

(負担金の納期及び納入方法)

第8条 特定商工業者の負担金の納期は毎年7月とし、その年額を一括納入するものとする。

- 2 預金口座振替は、4月及び7月のうち予め届出た月とする。

付 則

1. 昭和60年 4月 1日から施行
2. 昭和61年11月20日一部改正して実施する。
3. 平成 4年 4月 1日一部改正して実施する。
4. 平成 6年 4月 1日一部改正して実施する。
5. 平成 8年 4月 1日一部改正して実施する。
6. 平成10年 4月 1日一部改正して実施する。
7. 平成20年12月25日一部改正して実施する。

# 人吉中小企業労働福祉協議会規約

(名 称)

第 1 条 人吉商工会議所を基盤とする、労務改善集団を結成し、人吉中小企業労働福祉協議会と称する。

(目的及び事業)

第 2 条 会員の労務管理の近代化及び、従業員の福祉の向上を図るとともに必要な労働力を確保し、企業の発展と従業員の経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(事務所)

第 3 条 事務所は人吉商工会議所におく。

(会 員)

第 4 条 人吉商工会議所会員で、本協議会の主旨に賛同し所定の会費を納入したものを会員とする。

(会 費)

第 5 条 会費の額は、年額次の通りとする。

従業員	0	～	2人	500円
	3	～	5人	1,000円
	6	～	10人	2,000円
	11人以上			3,000円

(役 員)

第 6 条 本協議会に次の役員をおく。

会 長	1名	人吉商工会議所会頭をもってあてる。
副 会 長	2名	人吉商工会議所副会頭をもってあてる。
専務理事	1名	人吉商工会議所専務理事をもってあてる。
理 事	20名	人吉商工会議所常議員をもってあてる。
監 事	3名	人吉商工会議所監事をもってあてる。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は議員任期に從う。



(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次の通りとする。

1. 会長は協議会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときは、その仕事を代行する。  
会長欠員のときは、その仕事を代行する。
3. 専務理事は会長及び、副会長を補佐し会務を掌理し会長及び副会長に事故あるときは、  
その仕事を代行する。
4. 理事は協議会の事業の運営にあたる。
5. 監事は協議会の業務及び経理を監査し、その監査の結果を総会に報告する。

(会 議)

第 9 条 この協議会の会議は、総会及び役員会とする。

総会は人吉商工会議所議員総会をもって替え、役員会は人吉商工会議所議員会をもって替える。

(総会附議事項)

第 10 条 総会に附議しなければならない事項は、下記の通りとする。

1. 事業計画及び収支予算及び事業報告及び収支決算に関する事項。  
但し、事業計画、収支予算については変更は役員会でできるものとする。
2. 規約改正に関する事項。

(役員会附議事項)

第 11 条 役員会に附議しなければならない事項は、下記の通りとする。

1. 総会に提案する事項。
2. 会務運営の具体策に関する事項。
3. その他の事項。

(会 計)

第 12 条 この協議会の会計は、人吉商工会議所の一般会計として行う。

附 則

1. この規約は、昭和 41 年 4 月 25 日より実施する。
2. この規約は、昭和 46 年 9 月 23 日より一部改正して実施する。
3. この規約は、昭和 52 年 4 月 1 日より一部改正して実施する。
4. この規約は、昭和 60 年 4 月 1 日より一部改正して実施する。
5. この規約は、平成 6 年 3 月 22 日より一部改正して実施する。

# 人吉商工会議所部会並びに分科会に属する業種分類表

1	・	繊維	部	会
2	・	日用品資材 機器	部	会
3	・	食料品	部	会
4	・	観光	部	会
5	・	環境衛生	部	会
6	・	交通運輸	部	会
7	・	金融	部	会
8	・	木材	部	会
9	・	エネルギー	部	会
10	・	サービス不 動産	部	会
11	・	建設	部	会
12	・	製造	部	会

部会No.

1. 繊維部会		
第1分科会	総合衣料品、呉服、寝具、紳士服、婦人服、子供服、紳士服仕立 婦人服仕立、帽子、毛糸類手芸品、その他繊維製品	101
2. 日用品資材機器部会		
第1分科会	医薬品、化粧品、ファンシー商品、その他日用品雑貨品	201
2	時計、宝石、貴金属、眼鏡、写真機、写真材料	202
3	紙、文房具、事務器、教材、印判、書籍、雑誌、新聞販売	203
4	鞆、袋物、傘、履物	204
5	電気器具、家庭用機械器具、健康器具、消化器	205
6	スポーツ用品、釣具、玩具、楽器、レコード、娯楽用品	206
7	家具、インテリア、美術品、額縁、美材、骨董品	207
8	DIY、金物、荒物、陶磁器、ガラス器、漆器、折箱、刃物、贈答用 品、記念品	208
9	鑑賞用動植物、肥料、飼料、種苗、その他農園芸用品	209
10	煙草、喫煙具	210
11	神・仏具、造花、生花	211
12	建築材料、住宅設備資材、土木資材、電設資材、火薬類、塗料	212
13	農機具、林業機械、建設機械、製茶機械、モーター類、製材機械 自販機、ショーケース、消防機材、その他産業用機械器具	213

<b>3. 食料品部会</b>		
第1分科会	米穀、雑穀	301
2	総合食料品、青果、果物、鮮魚、海産物、塩干物、川魚、水産加工品、菓子、パン、牛乳、乳製品、冷菓、飲料水、調味料、鶏卵、健康食品、その他食品関連業種	302
3	茶、椎茸、山産物	303
4	食肉	304
5	酒類	305
6	弁当、仕出し、惣菜、揚物	306
<b>4. 観光部会</b>		
第1分科会	旅館、ホテル、ビジネスホテル、ペンション、民宿、下宿	401
2	旅行斡旋業	402
3	観光土産品、ドライブイン、観光舟、その他観光関連業種	403
<b>5. 環境衛生部会</b>		
第1分科会	一般食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、中華料理店、川魚料理、焼鳥、焼肉、おでん、炉端焼、小料理、だんご、お好み焼、たこ焼、喫茶店、ドライブイン	501
2	バー、キャバレー、ナイトクラブ、サロン、スナック	502
3	理容	503
4	美容、着付	504
5	クリーニング、和服染色補正、染物、紋章入れ、公衆浴場	505
<b>6. 交通運輸部会</b>		
第1分科会	自転車、単車修理販売	601
2	自動車販売	602
3	自動車部品販売	603
4	自動車整備（一般整備、钣金、塗装、電装、ラジエター）	604
5	運輸業（鉄道業、道路旅客運送業、道路貨物運送業）	605
6	クレーン業、レンタカー、自動車学校、その他自動車、運輸関連業種	606
<b>7. 金融部会</b>		
第1分科会	銀行、信用金庫、信用組合	701

2	庶民金融（質屋、貸金業、信販、チケット団体、クレジット） くじ売りさばき所	宝	702
3	証券、保険、保険代理業（生命・損害保険）		703
<b>8. 木材部会</b>			
第1分科会	木材、林業、木材市場、製材、木製品製造（造作材・合板チップ、木毛板、魚函、杓子、その他木製品）、線香材料、竹材		801
2	家具、建具、木工品、表具、銘木（床柱、床板）、竹製品、弓		802
<b>9. エネルギー部会</b>			
第1分科会	石油製品、木炭、文化炭、プロパンガス、酸素、アセチレンガス、電力		901
<b>10. サービス不動産部会</b>			
第1分科会	写真業（撮影・DPE）、冠婚葬祭業		1001
2	司法書士、税理士、経営コンサルタント、個人教授所、学習塾、スイミングスクール、保育園、乳児園、協同組合、商店街振興組合		1002
3	娯楽、スポーツ施設、遊戯場（パチンコ、麻雀、ボウリング、ダンスホール、ゴルフ場、ゴルフ・パッティング練習場）		1003
4	療術業（針、灸、あんま、マッサージ、整体、整骨）、歯科技工、獣医、その他医療関連サービス業		1004
5	建物サービス業（ビル清掃・管理、害虫駆除）、リネンサプライ業（貸おしぼり、レンタルモップ）、警備保障		1005
6	一般廃棄物収集運搬（し尿収集・処理）、浄化槽管理、産業廃棄物処理、再生資源回収		1006
7	物品賃貸業（貸衣装・貸本・貸植木）、機械修理業、鋸目立、有線放送、コンピューターソフト開発、土地・地域開発、その他サービス業		1007
8	不動産賃貸（貸事務所、貸店舗、土地賃貸）、駐車場、貸家貸間、アパート、不動産売買、不動産代理・仲介、不動産管理、その他不動産関連業種		1008
<b>11. 建設部会</b>			
1	総合工事業（土木工事、舗装工事、建築工事）、職別工事業、（大工工事、とび・土工・コンクリート工事、鉄骨・鉄筋工事、鋼構造物工事、石工・れんが・タイル・ブロック工事、左官工		1101

	事、屋根工事、钣金工事、塗装工事、ガラス工事、床工事、内装工事、防水工事、金属建具工事、はつり・解体工事、熱絶縁工事）、その他工事業（造園工事、道路設備工事、橋梁工事、畳工事、テント工事、看板工事、溶接工事、庭石採取・工事、砂利採取・工事、その他土木・建築関連工事）	
2	設備工事業（電気工事業、電気通信工事業、管工事業、水道施設工事、清掃施設工事業、機械器具設置工事、消防施設工事、さく井工事、その他設備工事）	1102
3	土木、建築サービス業（測量、設計、設計監理）	1103
<b>12. 製造部会</b>		
第1分科会	縫製・繊維加工	1201
2	電機製品・機器製品・自動車製品・同部品製造組立	1202
3	食料品製造（製パン・製茶・豆腐・製麺・こんにゃく・もやし・漬物・製菓・すし・製氷・蒲鉾類・その他食料品）味噌・醤油醸造	1203
4	焼酎醸造	1204
5	セメント製品製造、石材業	1205
6	印刷	1206
7	鍛冶、陶芸、新聞発行、紙器、メッキ、スコップ、製薬、文化炭、その他製造業関連業種	1207